

粉じん作業従事者特別教育 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生法第59条及び粉じん障害防止規則第22条の規定により、特定粉じん作業に係る業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

対象者等

【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第36条第29号

- ・粉じん障害防止規則の第二条第一項第三号の特定粉じん作業に係る業務

粉じん障害防止規則第22条

- ・事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、特別教育を行わなければならない。

【特定粉じん作業…粉じん障害防止規則の発生源とする作業(抜粋)】

- ・坑内において、鉱物等を動力により掘削する箇所
- ・鉱物等を動力により破砕し、粉碎し、又はふるいわける箇所
- ・鉱物等をコンベヤーへ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所
- ・屋内の、岩石又は鉱物を動力により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所
- ・屋内の、粉状の鉱石又は炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所
- ・屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所
- ・固定されたグラインダーによる金属研磨する箇所
- ・アーク溶接の金属ヒューム発生する箇所



受講資格

特になし

受講科目・講習時間

学科講習：粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法(1H)、作業場の管理(1H)、呼吸用保護具の使用の方法(0.5H)、粉じんに係わる疾病及び健康管理(1H)、関係法令(1H)

受講料金 … 令和7年2月1日現在

一 般：受講料 8,800円、テキスト代 880円、合計 9,680円
 会 員：受講料 6,600円、テキスト代 880円、合計 7,480円

その他

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。

助成金の申請方法等は、愛媛労働局助成金センターへ、講習の内容等は、愛媛労働基準協会へお問い合わせください。